

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和46年7月から48年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、当該期間の国民年金保険料を還付することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から48年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

父は、私の国民年金保険料を納付してくれていたが、国の記録では申立期間の保険料が還付済みとなっている。私は、申立期間の保険料の還付金を受け取った記憶が無いので、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録によると、申立人は、厚生年金保険の被保険者でありながら、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立期間①に係る国民年金保険料還付整理簿には、国民年金保険料の還付年月日、還付期間、還付金額、申立人の住所等の記載があるものの、当該住所が当時の申立人の実際の住所と相違していることから、還付に係る通知等が申立人に届いていないものと推認される。

さらに、申立期間①前の昭和45年4月から46年6月までの国民年金保険料についても、申立期間①の保険料とともに「還付済み」と還付整理簿に記載されていたが、当該期間は厚生年金保険被保険者期間ではなく、国民年金保険料の還付対象とはならないため、平成21年に誤還付として記録が訂正されていることが確認できることから、申立期間①とその前の期間の保険料の還付当時における記録管理事務及び還付事務に不適切な点が認められる。

2 一方、申立期間②について、申立人が所持する「昭和48年度国民年金保険料納入通知書及び領収書」によると、申立人は、厚生年金保険

の被保険者でありながら国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

しかしながら、国民年金保険料還付整理簿によると、申立期間②の保険料の還付については、昭和 49 年 3 月及び同年 8 月の二回に分けて行われ、その二回とも、還付年月日、還付期間、還付金額、申立人の住所等について明確に記載されており、その内容にも不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から49年3月まで

申立期間当時、勤務先が厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入した。加入手続をしたときに、過去の未納保険料を納付するように指導されたので、申立期間の保険料を全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行ったときに、過去の未納保険料を納付するように指導されたため、申立期間の保険料を全て納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳が発行された昭和49年3月時点では、申立期間のうち、48年3月の分は過年度保険料として、同年4月から49年3月までの分は現年度保険料として納付することが可能である。

また、申立期間は13か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人の保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における資格喪失日に係る記録を同年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 25 日から 34 年 1 月 1 日まで
② 昭和 35 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 5 月 19 日から同年 6 月 1 日まで
④ 昭和 47 年 3 月 17 日から同年 4 月 1 日まで
⑤ 平成 13 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

ねんきん定期便によると、C 社（現在は、D 社）、A 社、E 社、F 社及び G 社に勤務していた期間のうち、各社における厚生年金保険被保険者資格喪失日となっている月分が被保険者期間に含まれていないが、給与明細書では資格喪失日となっている月分の保険料が控除されている。給与明細書を提出するので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書及び申立人の具体的な申述内容により、申立人は、申立期間②に A 社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿による標準報酬月額の記録から、2 万

円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和 35 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、C社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと申述しているところ、事業主及び同僚から証言が得られないため、申立人の申立期間①における勤務実態について確認することができない。

また、申立人から提出されたC社の給与明細書により、申立人の退社時の昭和 33 年 12 月に厚生年金保険料を控除されていたことが認められるものの、申立人は、入社時の 30 年 6 月の給与明細書が見当たらないと申述していることから、保険料が当月控除であったか否かについて確認することができない。

さらに、当該事業所は「当時の資料は残っていないが、申立期間①当時に在職した社員に確認を取ったところ、給与の締め日は 20 日、保険料は翌月控除であった。よって、昭和 33 年 12 月の給与からは同年 11 月の保険料が控除されていたはずである。」と回答していることから、保険料は翌月控除であったことが推認される。

申立期間③について、申立人から提出されたE社の給与明細書により、申立人は、同社に入社した昭和 35 年 9 月から退社した 43 年 5 月までの厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡している上、同僚からも具体的な証言を得られないことから、申立人の申立期間③における勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。また、雇用保険の加入記録では、申立人の同事業所における資格取得日は昭和 35 年 9 月 5 日、離職日は 43 年 5 月 19 日となっており、同年 5 月に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該期間については同事業所が誤って給与から厚生年金保険料を控除したことがうかがわれる。

申立期間④について、申立人から提出されたF社の給与明細書により、

同社を退社した昭和 47 年 3 月の厚生年金保険料を控除されていたことが認められるものの、被保険者資格を取得した 46 年 5 月の同明細書では厚生年金保険料が控除されておらず、保険料は翌月控除であったことが推認される。

また、申立人は、オンライン記録により、次の勤務先である G 社において、昭和 47 年 3 月 27 日から勤務し、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが認められる。

さらに、F 社は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡している上、同僚からも具体的な証言を得られないことから、申立人の申立期間④に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

申立期間⑤について、申立人から提出された G 社の給与明細書により、同社を退社した平成 13 年 6 月の厚生年金保険料を控除されていたことが認められるものの、被保険者資格を取得した昭和 47 年 3 月の同明細書では厚生年金保険料が控除されておらず、保険料は翌月控除であったことが推認される。

また、申立人は、申立期間⑤について、G 社に勤務していたと主張しているが、雇用保険の加入記録では、申立人の同社における資格取得日は昭和 47 年 3 月 27 日、離職日は平成 13 年 6 月 20 日となっており、厚生年金保険の被保険者期間と一致しているものの、当該期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、当該事業所は「給与の締め日は 20 日、保険料は翌月控除であった。よって、平成 13 年 6 月の給与からは同年 5 月の保険料が控除されていたはずである。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①、③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月30日から同年5月1日まで

A社からC社への出向時において、厚生年金保険の加入記録に1日の空白がある。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る賃金不均衡是正に関する資料及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年5月1日に、A社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年4月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもの

の、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月 21 日から 43 年 8 月 21 日まで
② 昭和 43 年 9 月 21 日から 48 年 10 月 21 日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金に関わる厚生年金加入記録のはがきにより、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 4 か月後の昭和 50 年 2 月 21 日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前に資格喪失している被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失月から国民年金に加入しているとともに、脱退手当金が支給決定されたとする昭和 50 年 2 月においても国民年金保険料を納付している上、申立期間後から平成 9 年 1 月までの国民年金加入期間の国民年金保険料に未納が無いことから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

加えて、申立人と同じ事業所の被保険者で、脱退手当金の支給が確認できた者の被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示

があるものの、申立人の被保険者名簿にはその表示が無く、申立人が記載されている被保険者名簿と同じページに記載されている「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給を確認できる者はいないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

群馬厚生年金 事案 1066（事案 765 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年11月から9年1月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から9年2月1日まで

A社に勤務した平成5年7月1日から12年10月30日までの期間について第三者委員会に申立てをし、9年2月1日から11年8月1日までの期間及び12年4月1日から同年10月30日までの期間に係る標準報酬月額の記録が訂正された。

その後、申立期間に係る預金取引履歴明細表が入手できたので、申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る給与明細書及び預金取引履歴明細表等の関連資料により、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき申立人に対して平成22年7月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を行っている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、平成5年7月1日から9年1月31日までの期間に係る預金取引履歴明細表を提出しているところ、申立期間のうち、8年11月1日から9年2月1日までの期間については、当該預金取引履歴明細表から当該期間以降とほぼ同額（61万円）が給与として当該事業所より振り込まれていたことが確認でき、町県民税納税証明書及び現存する給与明細書等の検証並びに申立人

の具体的な申述内容により、申立人がその主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の預金取引履歴明細表等から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、これを確認することはできないが、申立期間中に社会保険事務所（当時）に届け出る標準報酬月額の定時決定の額は、あっせんとした期間を含め、預金取引履歴明細表、町県民税納税証明書及び現存する給与明細書等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額と長期間にわたり相違していることから、事業主は、厚生年金保険法に基づく標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について、納入告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年7月1日から8年11月1日までの期間については、前述の預金取引履歴明細表等からは、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は10万円、同年12月20日は9万8,000円、17年8月11日は11万7,000円、同年12月26日は11万4,000円、18年8月10日は11万5,000円、同年12月22日は11万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年8月11日
④ 平成17年12月26日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成18年12月22日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、平成16年8月10日、同年12月20日、17年8月11日、同年12月26日、18年8月10日及び同年12月22日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法

律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、当該事業所から提出された「給料台帳」に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②は9万8,000円、申立期間③は11万7,000円、申立期間④は11万4,000円、申立期間⑤は11万5,000円、申立期間⑥は11万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は10万円、同年12月20日は9万8,000円、17年8月11日は9万8,000円、同年12月26日は9万6,000円、18年8月10日は9万6,000円、同年12月22日は7万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年8月11日
④ 平成17年12月26日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成18年12月22日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、平成16年8月10日、同年12月20日、17年8月11日、同年12月26日、18年8月10日及び同年12月22日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法

律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、当該事業所から提出された「給料台帳」に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②は9万8,000円、申立期間③は9万8,000円、申立期間④は9万6,000円、申立期間⑤は9万6,000円、申立期間⑥は7万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は10万円、同年12月20日は9万8,000円、17年8月11日は9万8,000円、同年12月26日は9万6,000円、18年12月22日は9万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年8月11日
④ 平成17年12月26日
⑤ 平成18年12月22日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、平成16年8月10日、同年12月20日、17年8月11日、同年12月26日及び18年12月22日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、当該事業所から提出された「給料台帳」に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②は9万8,000円、申立期間③は9万8,000円、申立期間④は9万6,000円、申立期間⑤は9万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は7万円、同年12月20日は9万8,000円、17年8月11日は9万8,000円、同年12月26日は9万6,000円、18年8月10日は9万6,000円、同年12月22日は7万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年8月11日
④ 平成17年12月26日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成18年12月22日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、平成16年8月10日、同年12月20日、17年8月11日、同年12月26日、18年8月10日及び同年12月22日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法

律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、当該事業所から提出された「給料台帳」に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万円、申立期間②は9万8,000円、申立期間③は9万8,000円、申立期間④は9万6,000円、申立期間⑤は9万6,000円、申立期間⑥は7万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は10万円、同年12月20日は9万8,000円、17年8月11日は9万8,000円、同年12月26日は9万6,000円、18年8月10日は9万6,000円、同年12月22日は9万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年8月11日
④ 平成17年12月26日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成18年12月22日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、平成16年8月10日、同年12月20日、17年8月11日、同年12月26日、18年8月10日及び同年12月22日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法

律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、当該事業所から提出された「給料台帳」に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②は9万8,000円、申立期間③は9万8,000円、申立期間④は9万6,000円、申立期間⑤は9万6,000円、申立期間⑥は9万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は3万円、同年12月20日は7万8,000円、17年8月11日は9万8,000円、同年12月26日は9万6,000円、18年8月10日は9万6,000円、同年12月22日は9万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年8月11日
④ 平成17年12月26日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成18年12月22日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、平成16年8月10日、同年12月20日、17年8月11日、同年12月26日、18年8月10日及び同年12月22日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法

律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、当該事業所から提出された「給料台帳」に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は3万円、申立期間②は7万8,000円、申立期間③は9万8,000円、申立期間④は9万6,000円、申立期間⑤は9万6,000円、申立期間⑥は9万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は10万円、同年12月20日は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月20日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月20日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、当該事業所

から提出された「給料台帳」に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月10日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、平成16年8月10日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、当該事業所から提出された「給料台帳」に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間は5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年8月11日は11万7,000円、同年12月26日は11万5,000円、18年8月10日は11万5,000円、同年12月22日は11万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月11日
② 平成17年12月26日
③ 平成18年8月10日
④ 平成18年12月22日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、平成17年8月11日、同年12月26日、18年8月10日及び同年12月22日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる

賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、当該事業所から提出された「給料台帳」に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 11 万 7,000 円、申立期間②は 11 万 5,000 円、申立期間③は 11 万 5,000 円、申立期間④は 11 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年8月11日は2万円、同年12月26日は5万8,000円、18年8月10日は7万7,000円、同年12月22日は7万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月11日
② 平成17年12月26日
③ 平成18年8月10日
④ 平成18年12月22日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、平成17年8月11日、同年12月26日、18年8月10日及び同年12月22日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標

準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、当該事業所から提出された「給料台帳」に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は2万円、申立期間②は5万8,000円、申立期間③は7万7,000円、申立期間④は7万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年8月11日は2万円、同年12月26日は2万円、18年8月10日は7万7,000円、同年12月22日は5万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月11日
② 平成17年12月26日
③ 平成18年8月10日
④ 平成18年12月22日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、平成17年8月11日、同年12月26日、18年8月10日及び同年12月22日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標

準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、当該事業所から提出された「給料台帳」に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は2万円、申立期間②は2万円、申立期間③は7万7,000円、申立期間④は5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年8月11日は2万円、同年12月26日は5万8,000円、18年8月10日は7万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月11日
② 平成17年12月26日
③ 平成18年8月10日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、平成17年8月11日、同年12月26日及び18年8月10日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い

方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、当該事業所から提出された「給料台帳」に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は2万円、申立期間②は5万8,000円、申立期間③は7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 61 年 3 月まで
学生期間については、母が国民年金保険料の免除手続きを行ってくれた。昭和 62 年頃、20 歳からの申立期間の保険料 68 万円を A 市役所の窓口で納付した。申立期間が国民年金に未加入及び申請免除で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生期間については、その母親が国民年金保険料の免除手続きを行ってくれたので、昭和 62 年頃に 20 歳からの申立期間の保険料をまとめて納付したと主張しているが、学生の場合、平成 3 年 3 月以前については、国民年金への加入が任意であることから、保険料の免除手続きをすることができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 1 月に払い出されており、申立人は、申立期間のうち、58 年 4 月から 59 年 11 月までの申請免除期間以外の期間については、国民年金に未加入であるため、制度上、遡って保険料を納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 27 日から 63 年 5 月 1 日まで

ねんきん定期便により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間である解雇期間については、和解合意書（中央労働委員会からの和解斡旋^{あつせん}をA社と従業員組合の双方が受け入れ）により、解雇が取り消されて勤務期間として認められている上、申立期間に係る保険料も納付済みであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「A社と従業員組合との和解合意書により、申立期間において同社に勤務していたとみなされていること及び申立期間に係る保険料を納付済みであることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認められるはずである。」と申述している。

しかしながら、申立人が申立期間において主張する勤務期間は、前述の和解合意書により認められたものであって、当該事業所の申立期間に係る勤務実態は認められない上、オンライン記録において、申立期間に係る同事業所の被保険者縦覧に申立人の氏名は見当たらないところ、同事業所は「申立人の解雇無効の一審判決の後に、申立人が法務局に供託した申立人に係る厚生年金保険料について、払渡しを受け、一旦は、社会保険事務所（当時）に納付するとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を提出したものの、その後、二審判決により解雇は有効と認定されたことから、改めて前述の被保険者資格取得届を取り消し、保険料の還付を受けている。」と回答しており、回答内容について、同事業所が保管している保険料還付請求書の写しにより確認できる。

また、当該事業所が保管している担当者作成の申立人との交渉記録メモには、和解成立後において申立人が「自己負担分及び会社負担分保険料の双方を負担すれば、厚生年金保険の被保険者資格の回復手続きを行ってくれるか。」と発言していることが確認できる上、「A社並びに組合及び組合員は、本和解事項に定める事項の他は何らの債権、債務を有しないことを確認する。」と記載された和解合意書に申立人の記名押印が認められることから、申立人は、和解当時において、同事業所の申立期間に係る厚生年金保険料を含め、同事業所との間に債権債務が存在していないことを承知していたことがうかがえる。

さらに、当該事業所が社会保険事務所に申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付した後に、厚生年金保険被保険者資格取得届の取消しを行った結果として還付された申立人負担分の厚生年金保険料については、申立人は「自分が負担した厚生年金保険料の返還は受けていない。」と主張しているが、領収証や同意書等の確認資料は存在しないため、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年頃から 59 年頃まで

A社に昭和 53 年頃から 59 年頃まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継事業所であるB社は「申立人は、昭和 53 年から 59 年までの期間、A社にC職として在籍していた。」と回答している。

しかしながら、後継事業所は「C職は、個人事業主となるため、厚生年金保険及び健康保険には加入していない。各自で、国民年金及び国民健康保険に加入してもらう方針となっている。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できない上、申立人と同様にC職として在籍していた同僚についても、同事業所における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月頃から26年3月1日まで

昭和24年3月頃から26年2月末日まで勤務していたA社における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な申述内容及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の取締役であった一人は「当時の資料は無いものの、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と回答している上、オンライン記録からは、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であることを確認することができない。

また、オンライン記録によれば、申立人が名前を挙げている4人の同僚全員について、当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録は見当たらない上、当該4人全員が、申立人と同様に、次に勤務した事業所において、初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 12 日から 50 年 2 月 21 日まで
日本年金機構から送付された脱退手当金に関わる厚生年金加入記録により、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを知った。脱退手当金について、請求手続を行ったことや受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後である昭和 50 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 41 年 9 月まで

前職を退職後、すぐに勤務したA社における昭和 36 年 10 月から 41 年 9 月までの厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B市にあったA社に勤務していたと申し立てているが、オンライン記録によれば、同名の事業所はC地内に複数存在するものの、同市においては確認できない上、当該事業所において申立人の名前も確認できないことから、申立人が勤務していた事業所について特定することができない。

また、申立人は当該事業所の事業主及び同僚等の名前を明確に記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、証言を得ることができない。

さらに、前述のC地内に存在するA社と同名の事業所において、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

なお、申立期間のうち昭和 40 年 5 月 21 日から同年 10 月 15 日までD社において申立人に係る雇用保険の加入記録が確認できるところ、同社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったものの、申立人は同社に勤務した記憶が無いと申述している上、同社に係る事業所別被保険者名簿においても申立人の名前が確認できないこと、及び元事業主も当時の資料が無く不明と回答していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月から 10 年 4 月 12 日まで

平成 5 年 4 月に A 社に入社した。同社の代表取締役は B 社及び C 社も経営しており、私は入社 3 年目頃から D 職として各社の経営に従事していた。給料は A 社からもらっており、厚生年金保険料が控除されていたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社並びに関連会社である B 社及び C 社に勤務し、A 社で厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、オンライン記録では、A 社及び B 社は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。また、C 社は平成 9 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同日に厚生年金保険の被保険者となったのは A 社の代表取締役及びその妻並びにその子の 3 人のみであり、C 社の厚生年金保険被保険者縦覧によると、申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、A 社の代表取締役の妻は「A 社及びその関連会社は既に解散し、申立期間当時の資料は保管されておらず、代表取締役も既に死亡しており、詳しい事情は分からない。」と回答している上、申立人が名字のみ記憶している同僚一人は人物が特定できないことなどから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録では、A 社の代表取締役及びその妻は、平成 9 年 8 月 1 日に C 社で厚生年金保険に加入するまで、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。